

ONE FOR ALL ALL FOR ONE

生活指導通信 第10号 令和3年3月24日(水)

春休みの過ごし方について

1. 自分の身を自分で守ろう

(1) 交通事故に気をつける

最近、自転車と歩行者の事故が非常に多くなっています。自転車に過失(事故の責任)が認められれば、刑事責任を問われ(14歳以上)、けがをした人に対しての賠償(お金を支払う)責任が発生し、周りの人に心配や迷惑をかけることになります！

そうならないために…

- ・交通ルールを守る。特に道路への飛び出しには注意する。
- ・二人乗りやスマホを操作しながらの自転車運転は法律違反です。



(2) 不要不急の外出は自粛しましょう

新型コロナウイルス感染症対策のため、不要不急の外出は自粛しましょう。どうしても出かけるければならない場合は感染症対策をしっかりとしたうえで、外出しましょう。

感染症対策のため…

- ・マスクを必ず着用する。
- ・三密(密集・密接・密閉)を避ける。
- ・多数の人が集まる所に行かない。
- ・友達の家に泊まること、泊ませることはやめましょう。

(3) 痴漢、変質者に注意する

- ・不審者につきまとわれたり、声をかけられたりする事案は明石市内でも数多く報告されています。決して、他人事だと思わず気をつけましょう。

【もし不審者に会ったら】

- ① 逃げて大声を出し、助けを求める(子ども110番の家など)
- ② 帰宅後、保護者に連絡し、最寄りの交番に通報する(110番する)
- ③ 学校への連絡も行う

【予防策として】

- ① 防犯ブザーを持つ
 - ② 複数で登下校する
- ※登下校中、不審者に遭遇した場合、顧問や学年の先生に連絡する
大蔵中学校 918-5850 明石警察署 922-0110

(4) お金の貸し借りは絶対にしない

- ・自分のお金の管理をきちんとしましょう。特に友達に頼まれてもお金を貸すことはやめましょう。借りることも当然やめましょう。
- ・相手をおどして無理に借りることは犯罪になります。(刑法222条脅迫罪・刑法223条強要罪)

(5) インターネットに関するトラブルに注意する

スマートフォン、タブレット、通信ゲーム機などから利用できるアプリを使っのトラブルが発生しています。特にLINEに関するトラブルやSNSによるトラブルは多くなるばかりです。明石市教育委員会では専門の監視員とアドバイザー契約を行い、ネット上の見守り活動、ネットパトロールに関して指導・助言を行っています。

ネットトラブルを防ぐために…

- ・出会い系サイトを使用しない。
- ・LINEやTwitter、Instagramなどで知り合った見ず知らずの人と会わない。
- ・不用意に動画や画像を絶対にのせない。※載せた画像・動画は一生消えません
- ・個人名や他人を傷つける言葉、悪口などの書き込みをしない。
- ・LINEなどの通話アプリを使用する時間を、友達同士(グループ内)で約束しましょう。夜遅くまで使用することで、生活リズムが大きく崩れます。

2. けじめのある生活をしよう

- (1) 新年度に向けて自分の身の回りを掃除しましょう。
- (2) 1日1日の計画をしっかり立てて、規則正しい生活を送りましょう。
- (3) 夜遅い時間までゲームをしない。
- (4) 側頭部のみ極端な刈り上げをする、左右非対称にするなど、奇抜な髪形には絶対にしない。
髪を染めない。パーマをかけない。
- (5) 眉毛を故意に細くしたり、剃ったり、抜いたりしない。
- (6) アルバイトは禁止です。
- (7) 登校するときは制服または、部活動の服装です。自転車では登校しない。

3. 成長しよう

- (1) 家族の一員として、自分の役割を持ち、家の手伝いをしましょう。家族もみんな忙しい時期です。
自分のできることを見つけて、率先してやりましょう。
- (2) 春休みにしかできないことを自分で見つけて挑戦しましょう。
- (3) 余裕を持って宿題を完成させましょう。
- (4) 部活動をしている生徒は、1日も休まないで活動しましょう。
- (5) 新年度に向けて自分が頑張ろうと思う目標を立てましょう。

4. 法律や条例に触れる行為は犯罪です

- (1) 万引き、窃盗など(刑法第235条窃盗)
盗品を譲り受ける行為(刑法第256条盗品譲受け等)



- (2)喫煙・飲酒(未成年者飲酒・喫煙禁止法)
- (3)自動二輪車の運転(道路交通法第 64 条)
- (4)ネット上の誹謗中傷(刑法第 230 条名誉棄損・第 231 条侮辱)**
- (5)違法薬物の所持、使用(覚せい剤取締法違反など)
- (6)危険な花火・玩具類の遊び(兵庫県青少年愛護条例)
- (7)置き石(刑法第 125 条往来危険)
- (8)深夜の外出(兵庫県青少年愛護条例)

5. 登校する前には確認しよう

春休みが終わる前には下に見てあることを確認して、新学期に備えよう。

- (1)宿題は終わっていますか？
- (2)持ち物の準備は終わっていますか？
- (3)身なり(頭髪、制服)は整っていますか？
- (4)新たな学年に向けて、頑張ろうという気持ちは整っていますか？

心配なこと、悩んでいること、学校のこと・・・身近な人には言いづらい悩みがあれば相談してください。
0120-0-78310（兵庫県教育委員会 ひょうごっ子悩み相談）※LINE や Web での相談も可
078-252-4987（明石市健康推進課 こころのケア相談）

「人・もの・時間」から振り返る 今年度の学校生活！

安全に安心した学校生活を送るために3つの大切なことがあるという話を4月にしたのを覚えていますか？
その3つとは「人・もの・時間」でしたよね。さあこの一年を振り返って、大切にできたでしょうか。

「人を大切に」

昨年度と比較をすると、いじめの発生件数が減少しました。人の気持ちを考えて、行動できる生徒が増えた結果だと思います。しかし、いじめ行為を受けて嫌な思いをした生徒がいることも事実です。大蔵中生全員が人の気持ちを考えられる人に成長してほしいなと思います。

いじめ行為をしてしまった本人は「面白半分で」「冗談のつもりで」「いじめてるつもりはない」「相手も喜んでいると思っていた」「周りの雰囲気にならされて」など、いじめられた生徒の気持ちを考えず、いじめという認識がないことがほとんどです。また、自分の発したちょっとした一言が相手を傷つけることになってしまったり、悪気なく発した言葉で相手が嫌な気持ちになってしまったりといったこともありました。

さらに**今年度は SNS 上でのトラブルが昨年度より増えました**。LINE や Instagram 上で誰かの悪口を書き込んだり、それを故意に拡散させたりといったことがありました。**ネット上の誹謗中傷は犯罪行為（名誉棄損**

罪・侮辱罪）です。使用ルール、マナーをしっかりと守り、責任をもって扱うようにしましょう。

人には得意不得意、好き嫌いもあって個性です。その違いを認め合うところからすべては成り立っていきます。クラス・学年・部活動・・・周りにいる人の全てを認め、受け入れることが「人を大切にする第一歩」です。人の気持ちのわかる人になりましょう。

さらに、いじめをなくすためには学校全体で見守ることも大切です。今年度、「これっていじめじゃないの？」「〇〇さんが心配」と感じた生徒が担任の先生に相談するということが何度かありました。相談に来た生徒がいじめをやめさせることは勇気のいることですし、難しいかもしれません。しかし、保護者や先生に相談することで、仲間を守ることでもあるのです。そうやってみんなでみんなを見守っていくことも、「人を大切にする」ために重要なことなのです。

「ものを大切に」

環境委員さんを中心にロッカーの整理整頓や教室の床をきれいにする呼びかけをしてくれたおかげで、落ち着いた環境で過ごすことができたクラスがたくさんありました。学校全体の意識も高まってきており、非常にいいことです。しかし、残念なこともあります。それは物が壊れるということが多かったことです。窓ガラスが割れたり、スイッチが押し込まれていたりなど、故意ではないにしろ、落ち着いて行動できれば防ぐことができたものが多かったと思います。

安全・安心に生活するために、落ち着いた環境作りが大切です。4月からもいい環境で、学習に集中できる環境で過ごすことができるように、みんなで協力して学校美化・教室美化を目指しましょう。

「時間を大切に」

おおむねしっかりと時間を守ることができました。2学期後半あたりから朝の時間（8時15分教室）が遅くなっている人がちらほら見られましたが、授業の開始時間や校外行事ではしっかりと時間を守ることができました。日ごろから評議員や班長が2分前着席の呼びかけを熱心に行ってくれたおかげで、時間を守ることができた生徒が増えてきたのだと思います。

残念なのは下校時刻です。チャイムが鳴ってから正門を通過している生徒が多かったように思います。また、下校時刻を過ぎているにも関わらず、急いでいる様子も見られないこともありました。月によって下校時刻がとなりますので、よく確認をし、余裕をもって下校するようにしましょう。

合言葉は One For All All For One!!

新たなステージでも

人・もの・時間を大切に！！